

## 第1章 総則

### 第1条 (適用関係)

1.この会員規約は、フレックスパートナーズ株式会社(以下「当社」といいます。)が運営するフレックスあんしんサポート(以下「本サービス」といいます。)の個人会員への提供及びその利用に関して適用されます。  
2.当社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎に利用約款や利用上の注意等の諸規定(以下「諸規定」といいます)を設けることがあります。それらの諸規定はこの会員規約の一部を構成するものとします。  
3.会員規約と諸規定の定めが異なる場合、諸規定の内容が優先します。

### 第2条 (定義)

1.「会員」とは、この会員規約に同意のうえ当社所定の加入申込手続を行い、当社がこれを承諾した方をいいます。会員希望者は当社の会員となった時点で会員規約に承諾したものとみなします。  
2.「サービス対象者」とは、申込者会員本人とその同居人をいいます。  
3.「同居人」とは、会員が加入申込時に登録した居住物件(以下「対象物件」といいます)に同居している方をいいます。  
4.「対象物件」とは、会員が本サービスの提供を受ける住居として加入申込時に指定した賃貸住居を指します。対象物件は戸建住宅や集合住宅(但し、いずれの形態においても専有部室内に限る)を問いません。ただし、事務所やテナント等、事業用途として使用される物件を除きます。

### 第3条 (本サービスの利用)

1.会員は、この会員規約の定めるところに従い、本サービスを利用することができます。  
2.会員の同居人も会員と同様に本サービスを利用することができます。ただし、この会員規約または諸規定に別段の定めがある場合はこの限りではありません。  
3.会員は、同居人による本サービスの利用に際して、同居人にこの会員規約及び諸規定の定めを遵守させる義務を負うものとします。  
4.会員の同居人がサービス利用した場合は、会員がサービス利用したものとしてみなし、回数制限等の適用もこれに準じて行うものとします。

### 第4条 (会費)

1.会員は新規申込みの際、本サービスの利用にかかる当社代理店(以下「代理店」といいます。)所定の金額を当社または代理店に支払うものとします。  
2.会員が前項の支払いを滞っている期間は、本サービスは受けられないものとします。  
3.会員は対象物件の代理店または当社があらかじめ行う更新の案内により、更新会費を支払うものとします。  
4.本サービスの有効期間中、会員都合によって途中解約された場合でも、解約返戻金は発生しないものとします。月額契約の会員についても、次条1項に定める解約申入れを行わなかった場合、更新後の契約に対応する会費について、一切、返金しないものとします。

### 第5条 (有効期間及び更新)

1.2年または1年契約の会員は、本サービスの有効期間は入居日から起算し、2年もしくは1年とし、有効期間満了14日前までに代理店または会員から解約の申入れが無ければ、同期間、自動更新されるものとします。月額契約の会員は、本サービスの有効期間は入居日から起算し、1か月とし、有効期間満了3日前までに代理店または会員から解約の申入れが無ければ、同期間、自動更新されるものとします。  
2.会員が住居を移転し、次条に基づく住所変更の手続きを行わなかった場合、住居移転日をもって、本サービス有効期間は終了します。  
3.2年または1年契約の会員は、対象物件の代理店または当社が行う更新案内により、更新会費を支払うものとします。  
4.契約満了日から60日を経過しても更新会費の入金が行われない場合、本サービスは自動的に解約となります。

### 第6条 (登録情報の変更)

1.会員は、当社に届け出た連絡先・住所等の情報(以下「登録情報」といいます。)に変更があった場合、当社指定の方法により速やかに変更手続きをとるものとします。  
2.登録情報の不備、変更手続の不履行や遅延などにより会員が不利益を被ったとしても、当社はいかなる責任も負いません。

### 第7条 (退会・会員資格の取消)

1.2年もしくは1年契約の会員は、会員の都合により退会を希望する場合には、当社にその旨を退会希望日の14日前までに届け出るものとします。月額契約の会員は、会員の都合により退会を希望する場合には、当社にその旨を退会希望日の3日前までに届け出るものとします。  
2.会員が次のいずれかに該当した場合、当社は会員の承諾なく会員資格を取り消すことができるものとします。  
(1)加入申込時に虚偽の申告をした場合  
(2)本規約または諸規定の定めに違反した場合  
(3)カスタマーハラスメント、不要な問合せや悪質なはずら等で本サービスの業務に支障をきたした場合  
(4)指定の期日までに入金金および会費の支払いをしなかった場合  
(5)その他、当社が会員として不適切と判断した場合

### 第8条 (個人情報)

1.当社は、本サービスの申込または利用等を通じて当社が知り得た会員の個人情報(以下「個人情報」といいます)について、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令を遵守し、善良なる管理者の注意を持って管理するものとします。  
2.会員は、会員の個人情報を当社が次の各号の目的範囲内で使用することに同意するものとします。  
(1)会員またはその同居人より依頼を受けた各種サービスを当該会員または同居人に対して提供するため  
(2)本サービスの運営上必要な事項を会員に知らせるため  
(3)本サービスその他当社の商品等の改善等に役立てるための各種

アンケートを実施するため

(4)本サービスの利用状況や会員の属性等に応じた新たなサービスを開発するため

(5)関連サービスや商品の情報を提供するため

3.当社は、本サービスの提供に関わる業務を第三者に委託することがあります。この場合、当社は、業務遂行上必要な範囲で当該委託先に会員の個人情報を取り扱わせることがあり、会員はあらかじめこれに同意するものとします。

4.前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は会員の個人情報を第三者に開示・提供することがあります。

(1)個人または公共安全を守るために緊急の必要があるとき  
(2)裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分、または法令により開示が必要とされる場合  
(3)当社の権利または財産を保護するために必要不可欠である場合  
(4)当社が本サービスの運営維持のため必要不可欠と判断する合理的かつやむを得ない事由が生じたとき

### 第9条 (規約の追加・変更)

サービスの運営上、目的の遂行に必要な場合またはその他必要に応じて、会員の承諾または会員への事前通知なく、会員規約を変更することがあります。

### 第10条 (免責)

1.当社は、本サービスの運営に関して、会員等に対して会員等から現に受領した会費(ただし1年分に限る。)を超える損害賠償義務を負わないものとします。ただし、当社に故意重過失がある場合はこの限りではありません。  
2.会員は、対象物件の所在地、深夜・早朝等の時間帯、作業内容や天候状況等により、会員が希望する日時に当社サービススタッフが訪問できない場合や到着までに時間を要する場合があることを理解し、これに異議を述べません。かかる場合の当社の損害賠償については前項に準じるものとします。  
3.当社は、当社の責めに帰すべき事由により会員がその有効期間中に本サービスを利用できなかった場合についても、会員等から現に受領した会費(ただし1年分に限る。)を超える損害賠償義務を負わないものとします。ただし、当社に故意重過失がある場合はこの限りではありません。  
4.当社は、その状況等を鑑みて、やむを得ない理由により本サービスの提供を拒否する場合があります。

## 第2章 現場急行サービス

### 第11条 (内容)

1.会員は、対象物件における「現場急行サービス」対象トラブル発生時に、当社専用ダイヤルにて報告し、次の各号のサービスを受けることができます。  
(1)対象物件における配管露出部の上水・下水トラブルの応急処置サービス  
(2)対象物件玄関(共用部を除く)の鍵紛失による解錠作業サービス  
(3)対象物件外側に面するガラス破損またはヒビ割れに対する養生サービス  
(4)あらかじめ対象物件に備え付けられている電気設備の応急処置サービス  
2.現場急行サービスのサービス内容は、前項各号に定めるサービスのうち、60分以内の作業に限るものとし、これを超える作業については別途作業代金が生じるものとします。  
3.前項のトラブルが生じたときの対応言語は、原則日本語とします。但し、状況によりハンフレット記載の言語での対応も可能です。  
4.会員は1項各号の現場急行サービスを無料で受ける事ができます。但し、次の各号の場合、利用者は別途実費等を負担する場合があります。  
(1)60分を超過した作業の代金(超過時お見積り再提示)  
(2)現場駆け対応に部品交換が必要になった場合の部品代金  
(3)1項を超える作業についての作業代金  
(4)会員の責に帰すべき事由により、現場急行サービス作業員到着後にキャンセルになった場合のキャンセル料  
5.会員は現場急行サービスの訪問日時について、当社提携修理業者と直接交渉するものとし、必ずしも会員の希望する日時に訪問できるものではありません。  
6.建物の構造上アクセスが困難な箇所(例：床下・天井裏・壁内等の隠ぺい部)については、作業の安全性や専門性の観点から、対応できない場合があります。

### 第12条 (利用料金)

1.会員は現場急行サービスを有効期限内において24時間365日、当社専用ダイヤルにて無料で問い合わせ出来るものとします。但し第11条第4項(1)～(4)に記載する、時間を超過した作業代金、部品交換費や特殊作業が必要になった場合の部品代や作業料金については、別途、会員の実費負担とします。  
2.会員が法の場合、前項の実費負担分の請求先は入居者(個人)及びサービス対象者に対して行います。但し、入居者及びサービス対象者が支払いを拒絶したり、支払いが出来ない状況にある場合には、当社は、その請求を会員である法人に対して行います。  
3.現場急行サービスを受けた後に、二次的な対応が必要となった場合、会員は賃貸人又は賃貸代理人(管理会社)の了承を得た上で、別途有料で当社にサービスを依頼する事ができます。  
4.当社は、利用料金等の請求業務を、当社の指定する第三者に委託する事があり、会員はこれを承諾するものとします。

### 第13条 (除外事項)

次の場合は現場急行サービスの対象外とします。

(1)対象物件以外の場所、および建物共有設備、事務所、テナントにおけるトラブル対応  
(2)会員または同居人以外の場合  
(3)破綻による解錠  
(4)退去に伴う原状回復に関するトラブルの場合

(5)入居当初からの故障・破損に関するトラブルの場合

(6)利用者が所有する家電製品等に関するトラブルの場合

(7)サービス提供時に本人確認ができない場合

(8)災害、天災暴動に起因するトラブルの場合

(9)その他当社が不適切と判断した場合

(10)鍵の解錠作業時において、当該作業場所とサービス対象者の顔写真付きの公的身分証明書に記載された住所が一致していない場合  
(11)共有部の解錠作業

## 第3章 ガストラブルサポート

### 第14条 (内容)

対象物件におけるガスのトラブル発生時に、当社専用ダイヤルにて報告し、次の各号のサービスを受けることができます。但し、当社が直接駆けつけ対応し、トラブル解決を図るものではありません。  
(1)対象室内に付随するガス設備のトラブルの電話によるサポートを実施

### 第15条 (除外事項)

次の場合はサービスの対象外とします。

(1)対象物件以外の場所、および建物共有設備におけるトラブル対応  
(2)会員または同居人以外の場合  
(3)入居当初からの故障・破損に関するトラブル  
(4)その他当社が不適切と判断した場合

## 第4章 鍵紛失宿泊補助サービス

### 第16条 (内容)

対象物件にて鍵の紛失もしくは故障等、鍵のトラブルが発生し解錠ができず、入室ができなかった場合、当社専用ダイヤルを利用して報告し、鍵紛失宿泊補助サービスを受けることができます。  
(1)トラブル当日 1泊分の宿泊費実費、および宿泊先に向かうために利用した交通費実費を合計で上限 10,000円(税込)まで補助金として給付  
給付条件  
・宿泊補助サービスは、本サービスに関する契約更新の有無にかかわらず、サービス対象物件に居住した期間1年に1回までのサービスであること。(2回目以降の利用は、前回利用から1年以上経過していること)  
・宿泊補助サービス利用者の名前、利用宿泊施設名及び日付入り領収書を、利用宿泊施設の退室手続き(チェックアウト)を行った翌日から7日以内に当社ホームページより申請すること。

### 第17条 (除外事項)

次の場合は鍵紛失宿泊補助サービスの対象外とします。

(1)対象物件以外の場所、および建物共有設備におけるトラブル対応  
(2)会員または同居人以外の場合  
(3)当社所定の申請方法にて申請がなされなかった場合  
(4)その他当社が不適切と判断した場合

## 第5章 盗難転居支援サポートサービス

### 第18条 (内容)

対象物件内(ベランダは除く)において侵入盗難被害に遭い、警察へ被害届を提出し受理され、発生より14日以内に当社専用ダイヤルを利用して報告し、当該盗難被害より3ヶ月以内に他の物件に転居することを条件とし、盗難転居支援サポートサービスを1期間中につき1回受けることができます。  
(1)転居見舞金として100,000円を給付

### 第19条 (除外事項)

次の場合は盗難転居支援サポートサービスの対象外とします。

(1)対象物件以外の場所、および建物共有設備におけるトラブル対応  
(2)警察への被害届が受理されていない場合  
(3)会員または同居人以外の場合  
(4)会員及び会員の同居人、親族、その他対象物件に出入りする事が可能な者による被害の場合  
(5)不在中に錠錠していなかった等、利用者の故意や重過失による場合  
(6)当社所定の手続き方法にて申請がなされなかった場合  
(7)その他当社が不適切と判断した場合

## 第6章 管球交換サービス

### 第20条 (内容)

1.対象物件内における60分以内で実施可能な管球交換作業を、年2回を上限に無料で受けることができます。ただし、60分を超過した作業の代金(超過分ごとにお見積りを提示)については、会員が別途実費を負担するものとします。  
2.原則として、会員は新しい管球を作業前に用意するものとします。ただし、会員が事前に管球を用意できない場合、作業開始前に事前にその旨及び管球の種別について連絡を行うことにより、当社において管球を用意します(管球代金は会員の実費負担とします)。この場合において、会員の管球の種別に関する連絡の誤り等により管球交換作業を行うことができなかった場合、会員は、当該管球の代金及び管球交換サービスの再訪問際の出張費用等を負担するものとします。

### 第21条 (除外事項)

次の場合は管球交換サービスの対象外とします。

(1)対象物件以外の場所、および建物共有設備におけるトラブル対応  
(2)会員または同居人以外の場合  
(3)サービス提供時に本人確認ができない場合  
(4)照明器具の取り付け、取り外し作業  
(5)入居当初からの故障・破損に関するトラブル  
(6)足場を組むなど大掛かりな作業になる場合  
(7)管球の種類を確認するための出動の場合  
(8)その他当社が不適切と判断した場合



## 安心サポートサービス

### 水まわり



キッチン、浴室、トイレにおいて目視で確認できる給排水設備の詰まり除去、故障による水漏れなどの際に、作業員が現場へ駆けつけ応急対応を行います。

### 鍵のサポート



契約物件の玄関のドアを対象に、鍵の紛失時に、作業員が現場へ駆けつけ解錠作業を行います。  
※解錠作業時には、現住所と一致する顔写真付きの公的な身分証明書での本人確認が必要となります。

### ガラスのサポート



対象物件内で室外に面している窓ガラスが破損してしまった場合に、作業員が現場へ駆けつけガラス養生等の応急対応を行います。

※ガラス交換については基本サービスの対象外となりますので、会員様ご自身もしくは管理会社様からご依頼いただいた場合に、別途費用をお支払いいただき対応いたします。

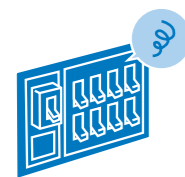
### 管球交換



ご高齢の方や、お身体の問題でご自身での管球交換が難しい場合に、作業員が伺い管球交換を行います。

※新しい管球は会員様が事前にご用意している事が条件となります。  
※年間2回までの無料サービスとなります。  
※照明器具の取り付けなどは対象外となりますのでご了承ください。

### 電気のサポート



「エアコンから水漏れしている」「ブレーカーが落ちた」など、対象物件内の電気設備に関するトラブルが発生した場合に、作業員が現場へ駆けつけ応急対応を行います。

### ガスのサポート(電話受付)



「ガスコンロが点火しない」「ガスくさい」など、何かと不安なガスのトラブルについて、お電話での問い合わせ受付を行います。

※現場への駆けつけはできませんのでご了承ください。



## バックアップサービス

### 盗難時転居費用サポート

見舞金  
10万円



空き巣被害に遭われた方で、被害後3ヶ月以内のお引越をされる方には、見舞金として10万円サポート致します。

### 鍵紛失時宿泊補助

補償限度額  
1万円



鍵を紛失し、駆けつけ対応でも開錠できなかった場合は、当日のホテル宿泊費・ホテルまでの交通費を1万円まで補償致します。

## 外国語対応いたします!

フレックスあんしんサポートでは、24時間365日、入居様のお困り事に22ヶ国語という業界トップクラスの対応数で対応させていただきます。Home emergency assistance in English is available 24 hours.



### トラブル事例と料金見本

項目	内容	対応方法	通常費用	会員
カギ	カギを無くして家に入れない	特殊工具を使用して開錠した	9,975円	<p>すべて <b>無料</b></p>
水まわり	台所の水が出ない	部品交換にて解消	9,920円	
水まわり	トイレが詰まって流れない	ポンプを使用して詰まりを解消	8,400円～	
ガラス	子供が誤ってガラスを割った	割れガラスの処理・養生など	8,000円～	

### お客様の声



50代 女性

キッチンで作業を始めたら、蛇口の水が止まらなくなっちゃって。自分でどうにかしようと思っても無理だったので連絡しました。連絡したらすぐ来てくれたのですごく助かりました。



20代 女性

トイレ詰まりの時に問合せさせていただきました。使うことは無いけど「とりあえず」という気持ちで加入していましたが、いざトラブルに遭って連絡した時、親切丁寧な対応をして頂き、加入していてよかったなと思いました。

## ✓ トラブルが起きたらまずチェック!



✓ 洗濯機からの水漏れ

洗濯機のホースと排水口の接続部分が緩んでそこから水漏れが起きている可能性があります。



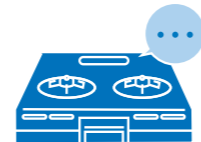
✓ 浴室・洗面の排水ができない

排水口(トラップ)などを確認してみてください。髪の毛などが詰まっている可能性があります。



✓ エアコンが効かない

室外機の吹き出し口がふさがれていたり、フィルタが汚れているとエアコンの効きが悪くなる事があります。



✓ ガスコンロが点かない

点火用の電池が切れている可能性があります。「カチカチ」と音が鳴るのに火がつかない場合は、新しい電池を入れてください。



ポイント  
1

全員元警察官の専門相談員による相談窓口

ポイント  
2

不法侵入被害時の生活再建費用の保険つき

対応トラブル例



騒音トラブル

子どもの足音・人声・テレビや音楽等の音など、周囲の部屋からの騒音。



嫌がらせ・迷惑行為

近隣からの嫌がらせ・迷惑行為に対応。些細なことがきっかけで、嫌がらせ行為がエスカレートする場合があります。



不法侵入

不法侵入に遭われた方に対して、生活再建費用保険が支払われます。保険会社：東京海上日動火災保険株式会社(支払い条件あり)

※状況を詳しくヒアリングし、状況に応じて是正依頼をはじめ、解決に向けた相談サポートや関連機関のご案内等をいたします。

Mamorocca® 会員様専用お問い合わせ先

専用ナビダイヤル

☎ 0570-007-001

平日10:00～18:30 ※土日祝日、年末年始を除く

時間外専用相談受付フォーム

こちらの専用QRコードを読み取り、  
ご相談ください



※翌営業日以降に順次対応いたします

近隣トラブル解決支援サービス mamorocca 会員規約

第1章 総則

第1条 (準用)  
総則の規定については、「フレックスあんしんサポート」の会員規約のうち、第1条から第10条を、準用する。準用に際しては、条項中の「フレックスパートナーズ株式会社」を「株式会社ヴァンガードスミス」に読み替え、「当社」とは「株式会社ヴァンガードスミス」を指すものとします。なお、この会員規約(以下「本会員規約」といいます。 )と「フレックスあんしんサポート」の会員規約の定めが異なる場合、本会員規約の定めが優先するものとします。  
第2条 (管轄裁判所)  
本会員規約に関し訴訟の必要性が生じた場合は、訴訟に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第2章 近隣トラブル解決支援

第3条 (目的)  
本サービスに係る加入者(以下「会員」といいます。 )を対象として、会員が被る第三者によるつきまとい被害、その他会員が管理及び居住する家屋等への不法侵入、SNS利用等に伴うトラブル、近隣の住民や事業者などとのトラブルに関して、その初期対応のアドバイスや解決のために必要な手続きの案内のほか、行政機関、専門家や専門相談窓口の紹介など、会員に対し情報を提供し、会員のトラブル解決のサポートをするものとします。  
第4条 (専門相談員)  
本サービスは、以前に警察官の職にあった者のうち、前条に記載するつきまとい、不法侵入、SNSトラブル、近隣トラブル等に精通し、当社が専門相談員としてふさわしい能力を有していると判断し、指定した相談員によってなされるものとします。  
第5条 (利用資格)  
本サービスは、会員及びサービス対象者に限り、利用できるものとします。  
第6条 (利用方法)  
1.会員は、本会員規約等に記載された内容等に従って、自らの責任と負担により、本サービスを利用するものとします。  
2.ご利用・受付時間は、平日の午前10時から午後6時30分まで(土、日、祝、年末年始を除く)とします。ご利用・受付時間以外の時間帯は会員専用メールフォームにて受付し、翌営業日以降の対応とします。  
3.ご利用・受付時間内の利用方法は原則会員専用ダイヤルからのみとし、健康上の理由等やむを得ない場合を除き、利用資格のある相談者本人からの電話連絡を必須とします。正当な理由なく電話連絡を不可とされる場合、相談を中止することがあります。

第7条 (サービス内容)  
1. 会員から会員専用ダイヤル、又は、専用メールフォームで相談・問い合わせのあった、第3条に記載するつきまとい、不法侵入、SNSトラブル、近隣トラブル等に関する相談につき、下記の情報を提供することで、トラブル解決のサポートを行なうものとします。  
(1) トラブル解決のために必要な措置等の案内、注意点その他初期対応のアドバイス  
(2) 警察署、行政機関等の専門窓口、専門家等の案内  
(3) その他トラブル解決のサポートのために必要な情報  
2. 本サービスは、弁護士その他の法律専門家によって行なわれる法律相談や法的交渉ではなく、法律相談等以外の情報提供その他の一般的なアドバイスを行うものであり、何らかの法律事務を提供するものではありません。また、専門相談員が会員に代わって、第三者である相手方との交渉等を行うことは一切ありません。  
3. 本相談において、法的相談や法的交渉に及ぶ可能性のある相談については、当社にて弁護士に相談のうえ、その対応の可否を検討するものとします。  
4. 本サービスは、第三者によるつきまとい被害、その他会員が管理及び居住する家屋等への不法侵入、SNS利用等に伴うトラブル、近隣の住民や事業者などとのトラブルに関する相談であり、下記の事項についての相談は対象外とします。電話相談中、サービス対象外の事項であると当社相談員が判断した場合には、相談を中止する場合があります。  
(1) 本サービスの会員となる前に発生したトラブル(なお、会員となる日より前にトラブルの原因となる事象が生じた場合を含む)  
(2) 解決支援の対象とならない近隣との日常的なトラブルの相談  
(3) つきまとい行為とは直接関係のない恋愛に関する事項、信仰その他の精神的価値観に関する事項  
(4) 法令や社会通念に反する事項  
(5) その他、情報提供が著しく困難と認められる事項  
(6) その他、当社が対象外と判断した事項

第8条 (相談方法等)  
1. 会員は、近隣トラブル解決支援を受けるために、会員相談ダイヤルを回数制限等なく利用できます。  
2. 近隣トラブル解決支援サービス相談窓口  
株式会社ヴァンガードスミス  
相談方法：別途会員へ通知の会員専用ダイヤル、メールフォームによる(平日10:00～18:30 ※土日祝、年末年始を除く)

第9条 (反社会的勢力の排除)  
1. 会員は、現在、次の何れにも該当しないこと、且つ将来にわたっても該当しないことを確認するものとします。  
(1) 暴力団  
(2) 暴力団員  
(3) 暴力団準構成員  
(4) 暴力団関係企業  
(5) 総会屋等  
(6) 社会運動等標ぼうゴロ  
(7) 特殊知能暴力集団等  
(8) その他(1)～(7)に準ずるもの

第10条 (免責)  
本サービスから提供した情報、アドバイス等は、会員がトラブルを解決するための一手段であり、これらの利用を会員に強制するものではなく、その利用については、会員本人の責任と判断において行なうものとします。当社は、会員が、会員が、本サービスからの情報、アドバイス等を利用した結果、あるいはこれを利用できなかったことにより、会員又は第三者に何らかの損害が発生したとしても、損害賠償その他いかなる責任も負わないものとします。

第3章 生活再建費用補償サービス

第11条 (サービスの概要)  
1.生活再建費用補償サービスは、東京海上日動火災保険株式会社を引受保険会社、当社を保険契約者とする損害保険契約により、不法侵入に遭われた会員に対し、生活を再建するためにかかる費用を一定の範囲でお支払いするサービスです。  
2.会員は、生活再建に係る費用の支払いが発生するまでに所定の方法にて申請を行うものとし、既に支払いが発生している場合には本費用負担の対象外とします。詳しくは、本サービス相談窓口にお問合せください。  
3.本サービスが有効な場合に限り、生活再建費用補償サービスが利用可能となります。  
第12条 (損害保険契約の主な内容)  
損害保険契約の主な内容は次のとおりです。  
1.日本国内に住む会員が居住する建物または戸室(以下「対象戸室」といいます。 )の占有部分に対する不法侵入の被害に遭うことによって生じた損害に対して、5万円を限度として次の保険金を支払います。ただし、所轄警察署に被害届が受理された場合に限りです。  
(ア)保険の対象である家財に生じた損害(損害保険金)  
(イ)対象戸室の鍵の交換費用(セキュリティ対策費用保険金(\*))  
(ウ)事故の再発防止のためのセキュリティ機器(防犯カメラ、センサーライト、補助鍵、ガラス窓強化フィルム等)の賃借または購入費用(セキュリティ対策費用保険金(\*))  
(\* )事故発生から30日以内に当社に通知され、かつ事故の発生から180日以内に支出した必要かつ有益な費用に限りです。

2.保険金支払いについては、会員ごとにサービス加入日から1年ごとに1回を限度とします。  
3.会員が加入している他の損害保険において、本条1項と同様の保険金が支払われる場合、他の損害保険による保険金は本保険の保険金に優先して支払われるものとします。  
4.会員が本条にかかる保険金の支払を請求する場合は、当社での次の事項の確認を必須とします。  
(1) 警察に受理された被害届受理番号  
(2) 臨時費用ならびに事故再発防止費用の支出にかかった領収書等の提出

第13条 (保険金をお支払いしない主な場合)  
1.次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。  
(1) 本サービス開始日から30日以内に発生した事故による損害  
(2) 本サービス開始日より前に既に発生していた事故による損害  
(3) 被害届または申出が警察に受理されていない事故による損害  
(4) 会員またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害  
(5) 前記(4)に掲げる者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。  
(6) 会員の親族の故意によって生じた損害。ただし、会員に保険金を取得させる目的でなかった場合は、この規定を適用しません。  
(7) 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害  
(8) 下記の物の損害  
① 船舶、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品  
② 自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品  
③ 携帯電話・ポケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・ワープロ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品  
④ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類するもの  
⑤ 動物および植物  
⑥ 印紙、切手  
⑦ 通貨等、預貯金証書、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネーその他これらに準ずるもの  
⑧ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずるもの  
⑨ 高額貴金属等  
⑩ 手形、小切手その他の有価証券  
⑪ 法令により会員の所有または所持が禁止されているもの  
⑫ データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物  
⑬ 乗車券等  
(9) 下記の事由に起因する損害  
① 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの保険の対象を収容する建物内への吹き込み、浸み込みまたは漏入によって生じた損害(以下「吹き込み等損害」といいます。 )。  
② 会員または会員側に属する者(会員が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。 )の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害  
③ 土地の沈下、移動、隆起、振動等によって生じた損害  
④ 保険の対象が対象戸室の建物内に収容されていないときに生じた損害  
(10) 保険の対象である家財のうち、楽器によって生じた次のいずれかの損害に対しては、保険金を支払いません。  
① 弦のみまたはピアノ線のみが切断した場合の弦またはピアノ線の損害  
② 打楽器の打皮のみが破損した場合の打皮の損害  
③ 音色または音質の変化の損害  
(11) 保険の対象である家財のうち、液体、粉体、気体等の流動体に生じたコンタミネーション、汚染、他物の混入、純度の低下、変質、固形化、化学変化もしくは品質の低下または分離もしくは復元が不可能もしくは困難となる等の損害に対しては、保険金を支払いません。